

湖南広域行政組合監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定および湖南広域行政組合監査委員監査基準（令和2年監査委員告示第1号）に基づき定期監査を実施したので、同法第199条第9項の規定および同基準に基づき、監査の結果に関する報告を決定し公表する。

令和6年3月14日

湖南広域行政組合監査委員 岡 野 則 男
湖南広域行政組合監査委員 武 村 賞

定期監査

(1) 監査の対象

監査対象機関名	重点的に監査した所属
消防局	南消防署

(2) 監査の時期

令和6年2月26日（月）

(3) 監査の着眼点

南消防署における主なリスクとして、公務災害、交通事故、不適切な契約金および施設の機能低下が挙げられますが、各種契約事務および契約業務に係る検査体制、さらに施設の管理状況を着眼点として監査を実施しました。

(4) 監査の評価項目（重点項目）

- ア 業務マニュアル、事務処理フロー、各種管理簿の整備状況
- イ 各種団体の事務取扱状況
- ウ 施設等の管理状況

(5) 監査の結果

評価項目（重点項目）に定めた事務については概ね適正に処理されていたが、以下のとおり一部に改善を要する事項があると認められたので対応願いたい。

なお、指摘事項以外の軽微な事項については、監査当日口頭で指導し改善を求めた。

指摘事項

湖南防火保安協会事務の一部を南消防署職員が取り扱っているが、当該事務を取り扱うことについて根拠を明確にしておくこと。